

「福島県屋外広告物条例」の一部改正について

1 条例改正の背景

近年、良好な景観形成への関心が高まり、平成16年にいわゆる景観緑三法が制定され、その中で景観形成に重要な役割を担う屋外広告物法についても改正が行われました。この中で、広告物の規制対象区域の拡大等が行われています。

このことを契機に、県では、良好な景観を形成するという観点から、本県の屋外広告物制度の改正について検討を進め、「福島県屋外広告物審議会」に諮問し、平成19年8月8日に答申が出されました。

これを受けて、「福島県屋外広告物条例」の一部を改正しました。
(平成20年3月25日公布)

2 福島県屋外広告物条例の改正内容

福島県屋外広告物条例の改正の主な内容は次のとおりです。

平成20年10月1日から施行となります。

第二種特別規制地域等の指定項目を追加

禁止物件の項目を追加

条例違反に係る勧告制度及び違反事実の公表制度を創設

第二種特別規制地域等の指定項目を追加

法改正による規制対象区域の拡大に伴い、従来の無指定地域を第一種普通規制地域等のほか、地域の実情に応じて、第二種特別規制地域等にも指定することができるようにしました。

なお、地域区分等については、「屋外広告物の手引き」等を参照してください。

禁止物件の項目を追加

広告物の表示、設置を禁止する物件に、カーブミラー、視線誘導標、発電用風力設備(*1)を追加しました。

*1 電気事業法第38条第3項に規定する事業用電気工作物であるもの
自家消費の風力発電施設は対象としません。

自己用広告物の適用除外制度があり、15㎡以下(第一種特別規制地域等では5㎡以下)等の基準を満たせば、表示が可能です。

条例違反に係る勧告制度及び違反事実の公表制度を創設

条例違反に対しては、措置命令及び措置命令違反に対する罰金制度がありますが、違反広告物の速やかな撤去を促進するため、措置命令の前段で行政指導として違反広告物の撤去を勧告し、これに正当な理由なく従わなかった場合に違反事実を公表する規定を設けました。